

この資料は、国の子ども・子育て会議  
基準検討部会で示されたものです。

# 公定価格の骨格案について ( 詳細版 )

平成26年4月23日

# 目 次

・ 幼稚園（教育標準時間認定（1号））	1
・ 保育所（保育認定（2号・3号））	7
認定こども園（教育標準時間認定（1号））	13
認定こども園（保育認定（2号・3号））	19
家庭的保育事業（保育認定（3号））	25
・ 小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号））	30
・ 小規模保育事業C型（保育認定（3号））	36
・ 事業所内保育事業（保育認定（3号））	41
・ 居宅訪問型保育事業（保育認定（3号））	47

幼稚園  
（教育標準時間認定（1号））

## 幼稚園（教育標準時間認定（1号））】

赤字：質改善事項

基本部分										計算部分1 (統計)	
地域区分	定員区分	認定期区分	年齢区分	年齢区分	基本区分	(※)	基本区分	年齢区分	年齢区分	基本額	○円 + ○円 × 加算率 (※)
① ○人から ○人まで	② ○人まで	③ ○人まで	④ ○人まで	⑤ ○人まで	⑥ ○人まで	(注1)	⑦ ○人まで	⑧ ○人まで	⑨ ○人まで	⑩ ○人まで	○円 + ○円 × 加算率 (※)
○/100											
○人から ○人まで	1号	○人から ○人まで	3歳以上児	4歳以上児	○円 (○円)	+ ○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円)
○人から ○人まで			3歳児	3歳児	○円	+ ○円	○円	○円	○円	○円	○円
○人から ○人まで			4歳以上児	4歳以上児	○円 (○円)	+ ○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円)
○人から ○人まで			3歳児	3歳児	○円	+ ○円	○円	○円	○円	○円	○円
計算部分2										(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を測年齢で区分していることに伴う調整)	
(注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額(3人を上限として計算)										(注3) 質の改善事項における基準負担への対応(非常勤2日分)を含む。	
(※) 質の改善事項における基準負担への対応(非常勤2日分)を含む。										(※) 質の改善事項における基準負担への対応(非常勤2日分)を含む。	

## (各項目の説明：幼稚園（教育標準時間認定（1号））

①地域区分 ・・・ 施設の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定 （⇒参考資料3 P 2 4 参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 ・・・ 施設の利用定員に応じて17区分設定 （⇒参考資料3 P 3 6 参照）

15人まで	16～25人	…(10人単位)…	36～45人	46～60人	…(15人単位)…	136～150人	151～180人	…(30人単位)…	271～300人	301人以上
-------	--------	-----------	--------	--------	-----------	----------	----------	-----------	----------	--------

③認定区分 ・・・ 認定区分に応じて設定（教育標準時間認定：1号）（⇒参考資料3 P 1 6 参照）

④年齢区分 ・・・ 子どもの満年齢に応じて2区分（4歳以上児、3歳児）（⇒参考資料3 P 1 6 参照）

⑤基本分単価 ・・・ ①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 （⇒基本分単価の内訳はP 6 参照）

※ 賃の改善事項における基準負担への対応（非常勤2日分）を含む。

⑥処遇改善等加算（仮称）（注）・・・職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算  
（⇒参考資料3 P 5 1 参照）

⑦副園長・教頭設置加算（\*1）・・・副園長・教頭を配置する場合に必要な人件費（教諭との差額）を加算（⇒参考資料3 P 4 5 参照）

⑧3歳児配置改善加算（仮称）（注）（\*1）・・・3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算  
（⇒参考資料3 P 4 4 参照）

⑨・⑩ 満3歳児対応教諭配置加算（仮称）（\*1）・・・満3歳児を担当する教諭等を配置する（6：1）場合に必要な人件費等を加算  
（⇒参考資料3 P 4 4 参照）

※ 「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

※ 当該加算単価は、満3歳児にのみ反映（加算単価に満3歳園児数を乗じた額が施設当たりの加算額）

※ 上記⑧「3歳児配置改善加算（仮称）」を適用する場合は、⑨ではなく⑩'を適用する。

⑪チーム保育加配加算（仮称）（\*1）・・・チーム保育を担当する教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算  
（⇒参考資料3 P 4 5 参照）

※ チーム保育を行う教諭等が1人の場合の加算額（3人を上限として加算）

⑫通園送迎加算（\*1）・・・通園送迎を行う施設に、送迎バスの運転手の人事費等（業務委託費を含む）を加算  
（⇒参考資料3 P 1 1 4 参照）

※ 定員規模に応じた加算額を設定

⑫給食実施加算(\*1) 給食を実施する施設に、調理員の入件費等（業務委託費を含む）を加算 (⇒参考資料3 P 5 9 参照)

\* 定員規模及び過当なりの給食実施日数による加算額を設定

⑬外部監査費加算 公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3 P 6 9 参照)

\* 定員規模に応じた加算額を設定

⑭年齢別配置基準を下回る場合 年齢別の教員配置が、公定価格（基本分）における配置基準を下回る状態にある場合に費用を定率で調整 (⇒参考資料3 P 7 6 参照)

⑮定員を恒常的に超過する場合 連続する過去2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整※ (⇒参考資料3 P 7 6 参照)

\* 例えば、入所子どもたちの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整 (具体的な調整方法は今後整理)

⑯主幹教諭等専任加算(\*2) 事業の取組状況(\*2)に応じて主幹教諭等を保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させることができるよう、代替教員を加算 (⇒参考資料3 P 4 5、8 1 参照)

⑰子育て支援活動費加算(仮称) (\*1) 事業の取組状況(\*2)に応じて専任化した主幹教諭等が保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に取り組む場合に、当該活動に要する経費を加算 (⇒参考資料3 P 8 1 参照)

⑱療育支援加算(仮称) (\*1) 障害児を受け入れている施設について、主幹教諭等を専任化させ地域住民等の子どもたちの療育支援に取り組む場合に、主幹教諭等を補助する者に主要する経費を加算 (⇒参考資料3 P 6 1 参照)

⑲冷暖房費加算(仮称) 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域※に応じて加算 (⇒参考資料3 P 7 4 参照)

\* 地域の区分（5区分）

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域  
その他の地域：1級地から4級地以外の地域

⑳学校関係者評価加算 学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3 P 6 8 参照)

㉑除雪費加算 豪雪地帯に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪用いのための経費を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3 P 7 4 参照)

㉒降灰除去費加算 降灰防除地域に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3 P 7 4 参照)

③施設機能強化推進費加算　職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(\*)2)</sup>に応じて必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 7 3 参照)

④小学校接続加算（仮称）　小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 6 5 参照)

⑤栄養管理加算（仮称）　栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 4 5 参照)

⑥第三者評価受審加算（仮称）　第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 6 8 参照)

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

（\*1）それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

（\*2）一時預かり事業、満3歳児の受け入れ又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算（具体的な加算要件は今後整理）

## (基本分単価の内訳：幼稚園（教育標準時間認定（1号））

区分	内 容
(1) 常勤職員給与	
人 件 費（ <sup>（注）</sup>	<p>①本俸、教職調整額            ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等）            ③社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等）</p> <p>（2）非常勤職員雇上費</p> <p>①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当            ②非常勤職員雇上費（講師、事務職員）            ③年休代替要員費</p>
事 務 費	<p>&lt;職員の数に比例して積算しているもの&gt;            旅費、庁費、職員研修費、職員健康管理費、業務委託費            &lt;子どもの数に比例して積算しているもの&gt;            保健衛生費、減価償却費            &lt;1施設当たりの費用として積算しているもの&gt;            補修費、特別管理費、苦情解決対策費</p> <p>&lt;生活諸費&gt;            一般生活費（教材費、光熱水費）</p>

(注) 職員数の考え方  
 園長 1人  
 教諭  
 (配置基準)  
 3歳児 20:1 \*質の改善事項における配置基準の改善（15:1）については、実施している場合の加算として実施  
 4歳以上児 30:1

- 教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定
- 全ての学級に専任の学級担任を配置するため、教諭（学級編制調整教諭）を1人加配（利用定員35人以下及び121人以上）
- また、非常勤講師を1人加配（利用定員36人以上300人以下）
- 事務職員 1人 \*このほか、非常勤事務職員を1人加配（利用定員91人以上）
- \*質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加

(保育認定(2号・3号))

【保育所（保育認定（2号・3号）】

赤字：管改審專項

(注) 年度の初日の前日における満年齢に基づいて月額を調整  
(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

## (各項目の説明：保育所（保育認定（2号・3号））)

①地域区分 施設の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定 （⇒参考資料3P24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 施設の利用定員に応じて17区分設定 （⇒参考資料3P36参照）

20人	21～30人	…(10人単位)…	161～170人	171人～
-----	--------	-----------	----------	-------

③認定区分 認定区分に応じて設定（満3歳以上：2号、満3歳未満：3号）（⇒参考資料3P16参照）

④年齢区分 子どもの満年齢に応じて4区分（4歳以上児、3歳児、1、2満児、乳児）（⇒参考資料3P16参照）

⑤保育必要量区分 保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒参考資料3P18参照）

⑥基本分単価（注） ①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 （⇒基本分単価の内訳はP12参照）

⑦処遇改善等加算（仮称）（注） 職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算  
（⇒参考資料3P51参照）

⑧所長設置加算（\*1） 専従の所長を配置する場合に必要な人件費等を加算（⇒参考資料3P43参照）

⑨3歳児配置改善加算（仮称）（注）（\*1） 3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算  
（⇒参考資料3P43参照）

⑩休日保育加算（\*1） 休日保育を実施するための経費等を加算 休日の年間延べ利用子どもも数の規模（※）に応じて保育士等の職員を  
（⇒参考資料3P73参照）

※ 加算額の区分（年間延べ利用子どもも数（14区分））

～210人	211～279人	280～349人	…(70人単位)…
-------	----------	----------	-----------

⑪夜間保育加算（注）（\*1） 夜間保育所に応して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算  
（⇒参考資料3P73参照）

⑫減価償却費加算（仮称） 施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて減価償却費の一部を加算（⇒参考資料3 P 67 参照）

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））＊都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村  

A 地域	B 地域	C 地域	D 地域		
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑬賃借料加算（仮称） 賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算（⇒参考資料3 P 67 参照）

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））＊都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村  

a 地域	b 地域	c 地域	d 地域		
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑭分園の場合 分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整（⇒参考資料3 P 76 参照）

※ 本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水準も踏まえて、定率で調整  
＊ 分園を設置する施設における⑥及び⑦の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する。  
(その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定)

⑮常態的に土曜日に閉所する場合 常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整（⇒参考資料3 P 76 参照）

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑯定員を恒常に超過する場合 恒常に超過する過去2年間定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整（⇒参考資料3 P 76 参照）

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑰主任保育士専任加算（\*1） 事業の取組状況（\*2）に応じて主任保育士を保育計画の立案や保護者からの育儿相談、地域の子育て支援活動に専任させることができることができるよう、代替保育士及び子育て支援のための活動費を加算（⇒参考資料3 P 43、81 参照）

⑱療育支援加算（仮称）（\*1） 障害児を受け入れている施設について、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者に要する経費を加算（⇒参考資料3 P 61 参照）

※ A 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、B それ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算

- ⑯事務職員雇上費加算(\*1) . . . . . 事業の取組状況(\*2)に応じて事務職員を配置するための経費を加算 (⇒参考資料3 P 87 参照)
- ⑰冷暖房費加算(仮称) . . . 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域(\*)に応じて加算  
(⇒参考資料3 P 74 参照)
- ※ 地域の区分(5区分)
- 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域  
    その他 地域：1級地から4級地以外の地域
- ⑱除雪費加算 . . . 豪雪地帯に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 74 参照)
- ⑲降灰除去費加算 . . . 降灰防除地域に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 74 参照)
- ⑳入所児童処遇特別加算 . . . 高齢者等の雇用の促進を図るために、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況(\*2)に応じて高齢者等を配置するための経費を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3 P 73 参照)
- ㉑施設機能強化推進費加算 . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(\*2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 73 参照)
- ㉒小学校接続加算(仮称) . . . 小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 65 参照)
- ㉓栄養管理加算(仮称) . . . 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 43 参照)
- ㉔第三者評価受審費加算(仮称) . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 68 参照)
- (注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
- (\*1) それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算(加算率は全て同率)
- (\*2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

## (基本単価の内訳：保育所（保育認定（2号・3号））)

区分	内 容
人 件 費（注）	<p>(1) 常勤職員給与</p> <p>①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等）</p> <p>(2) 非常勤職員雇上費</p> <p>①嘱託医手当 ②非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） ③年休代替要員費 ④研修代替要員費</p>
事 務 費	<p>&lt;職員の数に比例して積算しているもの&gt;</p> <p>旅費、宿費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 &lt;子どもとの数に比例して積算しているもの&gt;</p> <p>保健衛生費 &lt;1施設当たりの費用として積算しているもの&gt;</p> <p>補修費、特別管理費、苦情解決対策費</p>
事 業 費	<p>&lt;生活諸費&gt;</p> <p>一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） * 3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費</p>

(注) 職員数の考え方

(配置基準)

乳 儿	3	:	1
1、2歳児	6	:	1
3歳児	20	:	1
4歳以上児	30	:	1

- ・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定
- ・上記の他、休けい保育士を1人加配（定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤）
- ・また、保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士（3時間）1人を加配
- ・調 理 員 2人（定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人（うち1人は非常勤））
- ・事 務 職 員 1人（非常勤）

（教育標準時間認定（1号））

認定二種も（圖）

## 【認定こども園（教育標準時間認定（1号））】

赤字：營改增項目

## (各項目の説明：認定こども園（教育標準時間認定（1号））)

①地域区分 ・・・ 施設の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定 （⇒参考資料3 P 24 参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 ・・・ 施設の利用定員に応じて17区分設定 （⇒参考資料3 P 36 参照）

15人まで	16～25人	…(10人単位)…	36～45人	46～60人	…(15人単位)…	136～150人	151～180人	…(30人単位)…	271～300人	301人以上
-------	--------	-----------	--------	--------	-----------	----------	----------	-----------	----------	--------

③認定区分 ・・・ 認定区分に応じて設定（教育標準時間認定：1号）（⇒参考資料3 P 16 参照）

④年齢区分 ・・・ 子どもの満年齢に応じて2区分（4歳以上児、3歳児） （⇒参考資料3 P 16 参照）

⑤基本分単価（注） ・・・ ①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 （⇒基本分単価の内訳はP 18 参照）

※ 費の改善事項における基準負担への対応（非常勤2日分）、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む。

⑥派遣改善等加算（仮称）（注） ・・・ 職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算  
（⇒参考資料3 P 51 参照）

⑦副園長・教頭設置加算（\*1） ・・・ 副園長又は教頭を配置する場合に必要な人件費（保育教諭との差額。1号と2・3号で費用を等分）を加算  
（⇒参考資料3 P 45、36 参照）

⑧学級編制加配加算（\*1） ・・・ 全ての学級に専任の学級担任を配置するため、認定こども園全体の3歳以上児（1号・2号）の利用定員の規模等に応じて保育教諭等を1人（常勤）加配するための費用（1号と2・3号で費用を等分）を加算  
（⇒参考資料3 P 45、36 参照）

⑨3歳児配置改善加算（注）（\*1） ・・・ 3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算  
（⇒参考資料3 P 44 参照）

⑩・⑪ 満3歳児対応教諭配置加算（仮称）（\*1） ・・・ 満3歳児を担当する保育教諭等を配置する（6：1）場合に必要な人件費等を加算  
（⇒参考資料3 P 44 参照）

※ 「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する児童（1号子ども）をいう。

※ 当該加算単価は、満3歳児（1号子ども）にのみ反映（加算単価に満3歳児数を乗じた額が施設当たりの加算額）  
※ 上記⑨「3歳児配置改善加算（仮称）」を適用する場合は、⑪ではなく⑩'を適用する。

⑪チーム保育加配加算（仮称）(\*1)　　・　　チーム保育を担当する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算  
※　チーム保育を行う保育教諭等が1人の場合の加算額（3人を上限として加算）  
(⇒参考資料3 P 4 5 参照)

⑫通園送迎加算(\*1)　　・　　通園送迎を行う施設に、送迎バスの運転手の人事費等（業務委託費を含む）を加算  
※　定員規模に応じた加算額を設定  
(⇒参考資料3 P 1 1 4 参照)

⑬給食実施加算(\*1)　　・　　給食を実施する施設に、調理員の人事費等（業務委託費を含む）を加算　(⇒参考資料3 P 5 9、3 6 参照)  
※　定員規模及び週当たりの給食実施日数に応じた加算額を設定

⑭外部監査費加算　　・　　公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算  
※　認定こととも園全体（1号～3号）の定員規模に応じた加算額（1号と2・3号で費用を等分）を設定  
(⇒参考資料3 P 6 9、3 6 参照)

⑮減価償却費加算（仮称）　　・　　施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域（※）に応じて減価償却費の一部を加算  
※　加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））＊都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村  

A 地域	B 地域	C 地域	D 地域		
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑯賃借料加算（仮称）　　・　　賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算  
※　加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））＊都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村  

a 地域	b 地域	c 地域	d 地域		
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑰年齢別配置基準を下回る場合　　・　　年齢別の保育教諭等の配置が、公定価格（基本分）における配置基準を下回る状態にある場合に  
　　費用を定率で調整  
(⇒参考資料3 P 7 6 参照)

⑱主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等  
　　・　　主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等に費用を定率で調整  
(⇒参考資料3 P 7 6 参照)

⑨定員を恒常的に超過する場合　　・・・連続する過去2年間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整 (※) (⇒参考資料3 P 7 6 参照)

※ 例えは、入所子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整  
(具体的な調整方法は今後整理)

⑩~~療育支援加算~~（仮称） (\*1) 　　・・・障害児を受け入れている施設について、主幹（主任）を専任させ地域住民等の子どもたちの療育支援に取り組む場合に、主幹（主任）を補助する者に要する経費（1号と2・3号で費用を等分）を加算 (⇒参考資料3 P 6 1、3 6 参照)

※ A 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、B それ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算  
⑪事務職員雇上費加算 (\*1) 　　・・・認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に事務職員（非常勤）を加配するための経費を加算 (⇒参考資料3 P 8 7 参照)

⑫~~冷暖房費加算~~（仮称） 　　・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域(※)に応じて加算  
(⇒参考資料3 P 7 4 参照)

※ 地域の区分（5区分）

　　1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域  
　　その他の地域：1級地から4級地以外の地域

⑬~~学校関係者評価加算~~ 　　・・・学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 6 8、3 6 参照)

⑭~~除雪費加算~~ 　　・・・豪雪地帯に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 7 4 参照)

⑮~~降灰除去費加算~~ 　　・・・降灰防除地域に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3 P 7 4、3 6 参照)

⑯~~施設機能強化推進費加算~~ 　　・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(\*2)に応じて必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3 P 7 3、3 6 参照)

⑰~~小学校接続加算~~（仮称） 　　・・・小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3 P 6 5、3 6 参照)

⑱~~第三者評価受審加算~~（仮称） 　　・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 6 8、3 6 参照)

(注) 年度の初日の前日における満年齢で月額を調整 (④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(\* 1) それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

(\* 2) 一時預かり事業、満3歳児の受け入れ又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算（具体的な加算要件は今後整理）

## (基本分単価の内訳：認定こども園（教育標準時間認定（1号））)

区分	内 容
人 件 費（注）	<p>(1)常勤職員給与</p> <p>①本俸、教職調整額 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等）</p> <p>(2)非常勤職員雇上費</p> <p>①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当（※） ②非常勤職員雇上費（講師、事務職員） ③年休代替要員費</p>
事 務 費	<p>&lt;職員の数に比例して積算しているもの&gt;</p> <p>旅費、応費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務委託費</p> <p>&lt;子どもの数に比例して積算しているもの&gt;</p> <p>保健衛生費、（減価償却費（*1））</p> <p>&lt;1施設当たりの費用として積算しているもの&gt;</p> <p>補修費、特別管理費（※）、苦情解決対策費（※）、子育て支援活動費（※）</p> <p>&lt;生活諸費&gt;</p> <p>一般生活費（教材費、光熱水費）</p>
	<p>(注) 職員数の考え方</p> <p>・園長（※） 1人 ・保育教諭 (配置基準) 3歳児 20:1 *質の改善事項における配置基準の改善（15:1）については、実施している場合の加算として実施 4歳以上児 30:1</p> <p>・保育教諭のうち1人は主幹（主任）として費用を算定（※）し、主幹（主任）を専任化させるための代替要員を1人加配（※）</p> <p>・また、非常勤講師を1人加配（利用定員35人以下及び121人以上）</p> <p>・事務職員 1人（※） *このほか、非常勤事務職員を1人加配（認定こども園全体（1号～3号）の利用定員91人以上） *質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加（※）</p> <p>*1 質の改善事項における減価償却費、賃借料への対応については、基本分では減価償却費は対象から外し、施設整備費補助を受けない場合の加算として実施</p>

（保育認定二種）  
（2号-3号）

認定こども園（保育認定（2号・3号））】

(注1) 年度の初日の前日ににおける満年齢で区分していることによつて、(4)の年齢区分を満年齢で区分していることによつて、月額を調整する場合、それぞの額に「2」を乗じて算定する。また、(2)の年齢区分を満年齢で区分している場合、それぞの額に「1」と「2」を乗じて算定する。

## (各項目の説明：認定こども園（保育認定（2号・3号））)

①地域区分 施設の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定 （⇒参考資料3 P 24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 施設の利用定員に応じて18区分設定 （⇒参考資料3 P 36参照）

～10人	11～20人	21～30人	…(10人単位)…	161～170人	171人～
------	--------	--------	-----------	----------	-------

③認定区分 認定区分に応じて設定（満3歳以上：2号、満3歳未満：3号）（⇒参考資料3 P 16参照）

④年齢区分 子どもの満年齢に応じて4区分（4歳以上児、3歳児、1、2満児、乳児）（⇒参考資料3 P 16参照）

⑤保育必要量区分 保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒参考資料3 P 18参照）

⑥基本分単価（注） ①～⑥の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 （⇒基本分単価の内訳はP 24参照）

⑦処遇改善等加算（仮称）（注） 職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算  
（⇒参考資料3 P 51参照）

⑧副園長・教頭設置加算（注2）（\*1） 副園長又は教頭を配置する場合に必要な人件費（保育教諭との差額。  
1号と2・3号で費用を等分）を加算 （⇒参考資料3 P 45、36参照）

⑨学級編制加配加算（注2）（\*1） 全ての学級に専任の学級担任を配置するため、認定こども園全體の3歳以上児（1号・2号）の  
利用定員の規模等に応じて保育教諭等を1人（常勤）加配するための費用（1号と2・3号で費用  
を等分）を加算  
（⇒参考資料3 P 45、36参照）

⑩3歳児配置改善加算（仮称）（注）（\*1） 3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算  
（⇒参考資料3 P 43参照）

⑪休日保育加算（\*1） 休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模（※）に応じて保育教諭等の職員を  
休日に確保するための経費等を加算  
（⇒参考資料3 P 73参照）

※ 加算額の区分（年間延べ利用子ども数（14区分））	～210人	211～279人	280～349人
	…(70人単位)…	980～1,049人	1,050人～

⑫夜間保育加算（注）（\*1） 夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育教諭等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算  
（⇒参考資料3 P 73参照）

⑬外部監査加算(注2)　・・・公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3ヶ月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 6 9、3 6 参照)

※ 認定こども園全体(1号～3号)の定員規模に応じた加算額(1号と2・3号で費用を等分)を設定

⑭減価償却費加算(仮称)　・・・施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて減価償却費の一部を加算  
(⇒参考資料3 P 6 7 参照)

※ 加算額の区分(4区分(A～D)×2区分(標準・都市部)) \*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村

A 地域		B 地域		C 地域		D 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑮賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算  
(⇒参考資料3 P 6 7 参照)

※ 加算額の区分(4区分(a～d)×2区分(標準・都市部)) \*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村

a 地域		b 地域		c 地域		d 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑯1号認定子ども利用定員を設定しない場合　・・・1号認定子ども利用定員を設定しない施設の場合に費用を調整  
(⇒参考資料3 P 3 6 参照)

※ ⑤の基本分単価において、1号と2・3号にまたがる費用について、1号と2・3号の基本分単価にそれぞれ等分して計上していることに伴う調整(まとめる費用について「2」を乗じて算定した場合の差額を加算)及び事務職員に係る費用を調整(事務職員に係る経費を削減)

⑰分園の場合　・・・分園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整  
(⇒参考資料3 P 7 6 参照)

※ 本園と分園における経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水道も踏まえて、定率で調整  
＊ 分園を設置する施設における③及び④の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する。  
(その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定)

⑱常態的に土曜日に閉所する場合　・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整  
(⇒参考資料3 P 7 6 参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑲主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等  
・・・主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等に費用を定率で調整  
(⇒参考資料3 P 7 6 参照)

- ②定員を恒常に超過する場合　　・　・　連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整<sup>(※)</sup>　　(⇒参考資料3 P76参照)
- ※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をいためたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整
- ③障害支援加算（仮称）<sup>(注2)(\*1)</sup>　　・　・　障害児を受け入れている施設について、主幹（主任）を専任化させ地域住民等の子どもとの療育支援に取り組む場合に、主幹（主任）を補助する者に要する経費（1号と2・3号で費用を等分）を加算　(⇒参考資料3 P61、36参照)
- ※ A特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、Bそれ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算  
(⇒参考資料3 P74参照)
- ※ 地域の区分（5区分）
- 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域  
　　その他の地域：1級地から4級地以外の地域
- ④学校関係者評価加算<sup>(注2)</sup>　　・　・　学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算　(⇒参考資料3 P68、36参照)
- ⑤除雪費加算　　・　・　豪雪地帯に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算　(⇒参考資料3 P74参照)
- ⑥降灰防除去費加算<sup>(注2)</sup>　　・　・　降灰防除地域に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算　(⇒参考資料3 P74、36参照)
- ⑦入所児童処遇特別加算　　・　・　高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況(\*2)に応じて高齢者等を配置するための経費を3月分の単価に加算　(⇒参考資料3 P73参照)
- ⑧施設機能強化推進費加算<sup>(注2)</sup>　　・　・　職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防火対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(\*2)に応じて必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算　(⇒参考資料3 P73、36参照)
- ⑨小学校接続加算（仮称）<sup>(注2)</sup>　　・　・　小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算　(⇒参考資料3 P65、36参照)
- ⑩栄養管理加算（仮称）　　・　・　栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算　(⇒参考資料3 P43、36参照)
- ⑪第三者評価受審加算（仮称）<sup>(注2)</sup>　　・　・　第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算　(⇒参考資料3 P68、36参照)
- (注) 年度の初日の前日ににおける満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）
- (注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定（費用を1号と2・3号の公定価格にそれぞれ等分して計上していること）に伴う調整
- (\*1) それぞれの費用に応じて、⑦の加算率を基に加算（加算率は全て同率）
- (\*2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算（具体的な加算要件は今後整理）

## (基本分単価の内訳：認定こども園（保育認定（2号・3号））)

区分	内 容
人件費（注）	<p>(1)常勤職員給与</p> <p>①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当</p> <p>②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等）</p> <p>③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等）</p> <p>(2)非常勤職員雇上費</p> <p>①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当（※）</p> <p>②非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員）</p> <p>③年休代替要員費</p> <p>④研修代替要員費</p>
管理費	<p>&lt;職員の数に比例して積算しているものの&gt;</p> <p>旅費、応費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費</p> <p>&lt;子どもの数に比例して積算しているものの&gt;</p> <p>保健衛生費</p>
事業費	<p>&lt;1施設当たりの費用として積算しているもの&gt;</p> <p>補修費、特別管理費（※）、苦情解決対策費（※）、子育て支援活動費（※）</p> <p>&lt;生活諸費&gt;</p> <p>一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） * 3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費</p>
（注）職員数の考え方	・園長（※） 1人

### ・保育教諭 (配置基準)

乳児	児童	3 : 1
1歳児	6	1
3歳児	20	1
4歳以上児	30	1

\* 質の改善事項における配置基準の改善（15:1）については、実施している場合の加算として実施

・上記の他、休けい保育士を1人加配（定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤）  
・また、保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士（3時間）1人を加配

・調理員 2人（定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人（うち1人は非常勤））  
・事務職員 1人（※） \* 質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加（※）

（1号認定子どももの利用定員を設定しない場合：1人（非常勤）\*）  
\* 現行の保育所の事務職員（非常勤5日分（3日+2日（加算）））に加え、直接契約に伴う事務負担に対応するための非常勤2日分を追加

\* 1号と2・3号で費用を等分して計上

業  
事  
（保育認定（3号））  
家庭的保育

【家庭的保育事業（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分		加算部分1 (統く)	
地域区分	認定区分	保育必要量区分	基本分単価
○/100 地域	① ○ ② 3号	保育標準 時間認定	○円 + ○円 × 加算率
	③ ○	保育短時間 認定	○円 +
	④ ○		
	⑤ ○	保育改善等加算 (返却)	○円 +
	⑥ ○	資格保有者加算 (返却)	○円 +
	⑦ ○	家庭的保育補助者 加算 (返却) 処遇改善等加算 (返却)	○円 +
	⑧ ○	家庭の保育支援加算	○円 +

冷暖房費加算(仮称)	1 級 地	○円 4 級 地	○円	※次に掲げる区分に応じて、各目の単価に加算
	⑯ 2 級 地	○円 その他の地域	○円	1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号) 第1条第1号及び第2号に掲げる地域
	⑯ 3 級 地	○円	○円	その他地域：1級地から4級地以外の地域
除雪費加算	⑯	○円	○円	※3月初日の利用料などものの単価に加算
除灰除瓦費加算	⑯	○円 ÷ 3月初日の利用料なども數	○円	※3月初日の利用料などものの単価に加算
施設機能強化推進費加算	⑯	○円 ÷ 3月初日の利用料なども數	○円	※3月初日の利用料などものの単価に加算
差額管理加算(仮称)	⑯	○円 ÷ 3月初日の利用料なども數	○円	※3月初日の利用料などものの単価に加算
第三者評議受審加算(仮称)	⑯	○円 ÷ 3月初日の利用料なども數	○円	※3月初日の利用料などとの単価に加算

## (各項目の説明：家庭的保育事業（保育認定（3号））)

①地域区分 ・・・ 事業所の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定 （⇒参考資料3P24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②認定区分 ・・・ 認定区分に応じて設定（3号）（⇒参考資料3P16参照）

③保育必要量区分 ・・・ 保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒参考資料3P18参照）

④基本分単価 ・・・ ①～②の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 （⇒基本分単価の内訳はP29参照）

⑤処遇改善等加算（仮称） ・・・ 職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算  
（⇒参考資料3P51参照）

⑥資格保有者加算（仮称） (\*)1 ・・・ 家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算  
（⇒参考資料3P88参照）

⑦家庭的保育補助者加算（\*1） ・・・ 家庭的保育補助者を配置する場合に利用子どもも数に応じて加算（⇒参考資料3P95参照）  
※ 利用子どもが3人以下の場合は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑧家庭的保育支援加算 ・・・ 家庭的保育支援者や連携施設から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合に、代替要員等に必要な経費を加算

※ 家庭的保育支援者や連携施設において、家庭的保育者に対する保育内容に対する指導・相談等を行う他、家庭的保育者の休暇の際や土曜日及び保育標準時間認定の子どもが利用する場合、研修を受講する場合等に保育の実施場所を提供し、家庭的保育者に代わり保育を実施する等の支援を行う。  
(保育標準時間認定の場合に現行の連携保育所・実施保育所経費による水準に加え、非常勤職員3時間分の経費を追加。) また、研修代替要員費を追加。)

⑨障害児保育加算（仮称） (\*)1 ・・・ 障害児（軽度障害児含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて家庭的保育補助者を加配するための経費を加算（配置基準2：1）  
（⇒参考資料3P61参照）

⑩減価償却費加算（仮称） ・・・ 自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域（※）に応じて減価償却費の一部を加算  
（⇒参考資料3P67参照）  
※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））＊都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村

A 地域	B 地域	C 地域	D 地域
標準	都市部	標準	都市部

- (11) 賃借料加算（仮称）　　・・・ 賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて賃借料の一部を加算  
 ※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））＊都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村  
 (⇒参考資料3P67参照)
- | a 地域 |     | b 地域 |     | c 地域 |     | d 地域 |     |
|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| 標準   | 都市部 | 標準   | 都市部 | 標準   | 都市部 | 標準   | 都市部 |
- (12) 連携施設を設定しない場合　　・・・ 連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整　　(⇒参考資料3P76参照)
- ※ ④ 基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整
- (13) 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合  
 ・・・ 自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整  
 (⇒参考資料3P76参照)
- ※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整
- (14) 常態的に土曜日に行わない場合　　・・・ 常態的に土曜日に行わない場合、土曜実施に係る費用を定率で調整  
 (⇒参考資料3P76参照)
- ※ 土曜実施に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定率で調整
- (15) 冷暖房費加算（仮称）　　・・・ 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算  
 (⇒参考資料3P74参照)
- ※ 地域の区分（5区分）  
 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域  
 その他の地：1級地から4級地以外の地域
- (16) 除雪費加算　　・・・ 豪雪地帯に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算  
 (⇒参考資料3P74参照)
- (17) 降灰除去費加算　　・・・ 降灰防除地域に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算  
 (⇒参考資料3P74参照)
- (18) 施設機能強化推進費加算　　・・・ 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(※2)</sup>に応じて必要な経費を3月分の単価に加算  
 (⇒参考資料3P73参照)
- (19) 栄養管理加算（仮称）　　・・・ 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算  
 (⇒参考資料3P43参照)
- (20) 第三者託付受審費加算（仮称）　　・・・ 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3P68参照)
- (※1) それぞれの費用について、⑤の加算率を基に加算（加算率は全て同率）  
 (※2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算（具体的な加算要件は今後整理）

## (基本分単価の内訳：家庭的保育事業（保育認定（3号））)

区分	内 容
人 件 費（注）	(1)家庭的保育者 ①本俸 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等）
事 務 費	(2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医手当 ②非常勤職員雇上費（事務職員、調理員）
管 理 費	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、賠償責任保険料 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、連携施設経費
事 業 費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

・家庭的保育者  
(配置基準)

0～2歳児 3：1 (家庭的保育補助者を配置する場合 5：2 (加算で対応))

・調 理 員 1人 (非常勤職員)

・事 務 職 員 1人 (非常勤) \*利用子どもが3人以下の場合で家庭的保育補助者を配置する場合は対象としない。

八、規模（保育事業認定（3号））

・ B 型

【小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号））】

### 亦字：修改審查項

基本部分		加算部分1 (継<)									
地区区分	定員区分	保管必要区分 ⑤		保管期間認定		保育実績時間認定		外型改善等計算(仮称)		保育士比率向 上加算(仮称)	
		保育実績時間認定	(注)	基本分単価 ⑥	(注)	○円(〇円)	(注)	○円(〇円)	(注)	○円(〇円)	(注)
○/100 地域	6人 から 12人 まで	1、2歳児 ○円(〇円)	○円(〇円)	○円(〇円)	×計算率 ○円	○円(〇円)	×計算率 ○円	○円(〇円)	×計算率 ○円	○円(〇円)	×計算率 ○円
	3号	乳 児 ○円	○円	○円(〇円)	×計算率 ○円	○円(〇円)	×計算率 ○円	○円(〇円)	×計算率 ○円	○円(〇円)	×計算率 ○円
	13人 から 19人 まで	1、2歳児 ○円(〇円)	○円(〇円)	○円(〇円)	×計算率 ○円	○円(〇円)	×計算率 ○円	○円(〇円)	×計算率 ○円	○円(〇円)	×計算率 ○円
		乳 児 ○円	○円	○円(〇円)	×計算率 ○円	○円(〇円)	×計算率 ○円	○円(〇円)	×計算率 ○円	○円(〇円)	×計算率 ○円

部調整部分	休日保育加算 （改訂版）	休日保育加算 （改訂版）	休日保育の年間 延べ利用子ども 数	休日保育の年間 延べ利用子ども 数	休日保育加算 （改訂版）	休日保育加算 （改訂版）	休日保育加算 （改訂版）
	（注）	（注）	（注）	（注）	（注）	（注）	（注）
①	○円（○円）+ ○円（○円）× 加算率 ○円	○円（○円）+ ○円（○円）× 加算率 ○円	○人～○人 ○人～○人 ○人～○人 ○人～○人	○人～○人 ○人～○人 ○人～○人 ○人～○人	○円（○円）+ ○円（○円）× 加算率 ○円	○円（○円）+ ○円（○円）× 加算率 ○円	○円（○円）+ ○円（○円）× 加算率 ○円
	+ ○円	+ ○円	+	+	+ ○円	+ ○円	+ ○円
②	各日初 用子ど も数	各日初 用子ど も数	：	：	各日初 用子ど も数	各日初 用子ど も数	各日初 用子ど も数
	÷	÷	：	：	÷	÷	÷
③	休日保育加算 （法）	休日保育加算 （法）	○円	○円	○円（○円）+ ○円（○円）× 加算率 ○円	○円（○円）+ ○円（○円）× 加算率 ○円	○円（○円）+ ○円（○円）× 加算率 ○円
	（注）	（注）	+	+	+	+	+
④	減価償却費 （改訂版）	減価償却費 （改訂版）	○地域 ○○○○ ○○○○ …	○地域 ○○○○ ○○○○ …	○円 × ○／100	○円 × ○／100	○円 × ○／100
	（注）	（注）	-	-	-	-	-
⑤	迎撃設 置を設 けない場合	迎撃設 置を設 けない場合	○円	○円	○円 × ○／100	○円 × ○／100	○円 × ○／100
	（注）	（注）	-	-	-	-	-
⑥	金手の提供について 自選問題又は選択問題 の方法による場合	金手の提供について 自選問題又は選択問題 の方法による場合	○円 × ○／100	○円 × ○／100	○円 × ○／100	○円 × ○／100	○円 × ○／100
	（注）	（注）	-	-	-	-	-
⑦	常態的に 土曜日に 所定する 場合	常態的に 土曜日に 所定する 場合	○円 × ○／100	○円 × ○／100	○円 × ○／100	○円 × ○／100	○円 × ○／100
	（注）	（注）	-	-	-	-	-
⑧	定員を超過す る場合	定員を超過す る場合	○円 × ○／100	○円 × ○／100	○円 × ○／100	○円 × ○／100	○円 × ○／100
	（注）	（注）	-	-	-	-	-

冷暖房費加算(仮称)	1 級 地	○円	4 級 地	○円
⑤ 2 級 地	○円	その他の地域	○円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号) 第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他の地域：1級地から4級地以外の地域
3 級 地	○円			
除雪費加算	⑥	○円		※3月初日の利用子どもの単価に加算
障害除去費加算	⑦	○円÷3月初日の利用子どもの数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	⑧	○円÷3月初日の利用子どもの数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
実費管理加算(仮称)	⑨	○円÷3月初日の利用子どもの数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評議会審査加算(仮称)	⑩	○円÷3月初日の利用子どもの数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の朝日における満年齢に応じて 日新先駆隊(への年輪隊)が誕生した。

## (各項目の説明：小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号）））

①地域区分 事業所の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定 （⇒参考資料3P24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 事業所の利用定員に応じて2区分設定 （⇒参考資料3P36参照）

6～12人	13～19人
-------	--------

③認定区分 認定区分に応じて設定（3号） （⇒参考資料3P16参照）

④年齢区分 子どもの満年齢に応じて2区分（1、2満児、乳児） （⇒参考資料3P16参照）

⑤保育必要量区分 保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定） （⇒参考資料3P18参照）

⑥基本分単価（注） ①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 （⇒基本分単価の内訳はP35参照）

⑦処遇改善等加算（仮称）（注） 職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

（⇒参考資料3P51参照）

⑧管理者設置加算（仮称）（注）（\*1） 専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算（⇒参考資料3P94参照）

※ 加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑨保育士比率向上加算（仮称）（注）（\*1） 常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算（B型のみ）

（⇒参考資料3P88参照）

⑩障害児保育加算（仮称）（注）（\*1） 障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算（配置基準2：1） （⇒参考資料3P61参照）

⑪休日保育加算（\*1） 休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子どもも数の規模（※）に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算

（⇒参考資料3P73参照）

※ 加算額の区分（年間延べ利用子どもも数（14区分））

～210人	211～279人	280～349人	…（70人単位）…
-------	----------	----------	-----------

⑫夜間保育加算（注）（\*1） 夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算

（⇒参考資料3P73参照）

(3) 減価償却費加算（仮称）　・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて減価償却費の一部を加算  
(⇒参考資料3 P 67 参照)

※ 加算額の区分 (4区分 (A～D) × 2区分 (標準・都市部) ) *都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km <sup>2</sup> 以上の市町村												
<table border="1"><thead><tr><th>A 地域</th><th>B 地域</th><th>C 地域</th><th>D 地域</th></tr><tr><th>標準</th><th>都市部</th><th>標準</th><th>都市部</th></tr></thead><tbody><tr><td>標準</td><td>都市部</td><td>標準</td><td>都市部</td></tr></tbody></table>	A 地域	B 地域	C 地域	D 地域	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
A 地域	B 地域	C 地域	D 地域									
標準	都市部	標準	都市部									
標準	都市部	標準	都市部									

(4) 賃借料加算（仮称）　・・・賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて賃借料の一部を加算  
(⇒参考資料3 P 67 参照)

※ 加算額の区分 (4区分 (a～d) × 2区分 (標準・都市部) ) *都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km <sup>2</sup> 以上の市町村												
<table border="1"><thead><tr><th>a 地域</th><th>b 地域</th><th>c 地域</th><th>d 地域</th></tr><tr><th>標準</th><th>都市部</th><th>標準</th><th>都市部</th></tr></thead><tbody><tr><td>標準</td><td>都市部</td><td>標準</td><td>都市部</td></tr></tbody></table>	a 地域	b 地域	c 地域	d 地域	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
a 地域	b 地域	c 地域	d 地域									
標準	都市部	標準	都市部									
標準	都市部	標準	都市部									

(5) 連携施設を設定しない場合　・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整  
(⇒参考資料3 P 76 参照)

(6) 基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

(7) 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合

　・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整  
　(⇒参考資料3 P 76 参照)

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

(8) 常態的に土曜日に閉所する場合　・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整 (⇒参考資料3 P 76 参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

(9) 定員を恒常に超過する場合　・・・連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整<sup>(※)</sup> (⇒参考資料3 P 76 参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

(10) 冷暖房費加算（仮称）　・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算  
(⇒参考資料3 P 74 参照)

※ 地域の区分（5区分）

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域  
その他の地域：1級地から4級地以外の地域

- ②除雪費加算　・・・豪雪地帯に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3P74参照)
- ②降灰除去費加算　・・・降灰防除地域に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3P74参照)
- ②施設機能強化推進費加算　・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(\*2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3P73参照)
- ②栄養管理加算（仮称）　・・・栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3P43参照)
- ②第三者評価受審加算（仮称）　・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算（⇒参考資料3P68参照）
- （注）年度の初日の前日における満年齢を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）
- (\*1) それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算（加算率は全て同率）
- (\*2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算（具体的な加算要件は今後整理）

## (基本分単価の内訳：小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号））)

区分	内 容
人 件 費（注）	<p>(1) 常勤職員給与</p> <p>①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当</p> <p>②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等）</p> <p>③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等）</p> <p>(2) 非常勤職員雇用費</p> <p>①嘱託医手当</p> <p>②非常勤職員雇用費（保育士、事務職員、調理員）</p> <p>③年休代替要員費</p> <p>④研修代替要員費</p>
事 務 費	<p>&lt;職員の数に比例して積算しているもの&gt;</p> <p>旅費、応費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費</p> <p>&lt;子どもの数に比例して積算しているもの&gt;</p> <p>保健衛生費</p> <p>&lt;1事業所当たりの費用として積算しているもの&gt;</p> <p>補修費、特別管理費、苦情解決対策費、連携施設経費</p>
事 業 費	<p>&lt;生活諸費&gt;</p> <p>一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *主食費、副食費</p>

(注) 職員数の考え方

・保育従事者 ※A型：保育士100%、B型：保育士1／2  
(配置基準)

$$\begin{array}{l} \text{乳児} \quad 3 : 1 \\ 1、2歳児 \quad 6 : 1 \end{array} \left[ \begin{array}{l} 3 : 1 \\ 6 : 1 \end{array} \right] + 1人$$

- ・保育従事者（保育士）のうち1人は主任として費用を算定
- ・上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配（非常勤職員）
- ・また、保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者（3時間）1人を加配

・調 理 員 1人（非常勤職員）

・事 業 職 員 1人（非常勤） \*管理者を配置する場合は対象としない。

小規模保育認定(保育業者)C型

## 【小規模保育事業C型（保育認定（3号））】

添付：質改善事項

地域		定員区分		認定区分		保育必要量区分		④ 保育標準時間認定
地区分	①	②	③	⑤	⑥	⑦	⑧ 保育標準時間認定	⑨ 保育標準時間認定
○/100 地域	6人 から 10人 まで	11人 から 15人 まで	3号	○円	○円	○円 ×加算率	○円 ×加算率	○円 ×加算率

基本部分		加算部分1（統く）	
○円 ×加算率	○円 ×加算率	○円 ×加算率	○円 ×加算率
○円 ×加算率	○円 ×加算率	○円 ×加算率	○円 ×加算率
○円 ×加算率	○円 ×加算率	○円 ×加算率	○円 ×加算率
○円 ×加算率	○円 ×加算率	○円 ×加算率	○円 ×加算率

### 加算部分1（統き）

障害児 保育加算 （仮称） ⑤	減価償却費加算 （仮称） ⑩	賃借料加算 （仮称） ⑪	調整部分
+ ○円 + ○円 + ○円	+ ○円 + ○円 + ○円	- ○円 - ○円 - ○円	常態的に土曜日 に閉所する場合 ⑫
+ ○円 + ○円 + ○円	+ ○円 + ○円 + ○円	- ○円 - ○円 - ○円	定員を恒常的に 超過する場合 ⑬
+ ○円 + ○円 + ○円	+ ○円 + ○円 + ○円	- ○円 - ○円 - ○円	食事の提供又は運営施 設等からのお預り以外 の方法による場合 ⑭
+ ○円 + ○円 + ○円	+ ○円 + ○円 + ○円	- ○円 - ○円 - ○円	運営施設を認定 しない場合 ⑮



暖房費加算 （仮称） ⑯	1 級地 ○円 ○円 ○円	2 級地 ○円 ○円 ○円	3 級地 ○円 ○円 ○円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号 及び第2号に掲げる地域 その他 地域：1級地から4級地以外の地域
除雪費加算 （仮称） ⑰	○円 ○円 ○円	○円 ○円 ○円	○円 ○円 ○円	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 （仮称） ⑲	○円 ○円 ○円	○円 ○円 ○円	○円 ○円 ○円	※3月初日の利用子どもの単価に加算
差添管理加算（仮称） ⑳	○円 ○円 ○円	○円 ○円 ○円	○円 ○円 ○円	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評議会受審費加算（仮称） ㉑	○円 ○円 ○円	○円 ○円 ○円	○円 ○円 ○円	※3月初日の利用子どもの単価に加算

### 加算部分2

## (各項目の説明：小規模保育事業C型（保育認定（3号））)

①地域区分 ・・・ 事業所の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定 （⇒参考資料3 P 24参照）

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 ・・・ 事業所の利用定員に応じて2区分設定 （⇒参考資料3 P 36参照）

6～10人	11～15人
-------	--------

③認定区分 ・・・ 認定区分に応じて設定（3号）（⇒参考資料3 P 16参照）

④保育必要量区分 ・・・ 保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒参考資料3 P 18参照）

⑤基本分単価 ・・・ ①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 （⇒基本分単価の内訳はP 40参照）

⑥処遇改善等加算（仮称） ・・・ 職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

（⇒参考資料3 P 51参照）

⑦管理者設置加算（仮称） (\*1) ・・・ 専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算（⇒参考資料3 P 94参照）

※ 加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑧資格保有者加算（仮称） (\*1) ・・・ 家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合にその人数に応じて加算

（⇒参考資料3 P 88参照）

⑨障害児保育加算（仮称） (\*1) ・・・ 障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための  
経費を加算（配置基準2：1）（⇒参考資料3 P 61参照）

⑩減価償却費加算（仮称） ・・・ 自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域（※）に応じて減価償却費の一部を加算  
（⇒参考資料3 P 67参照）

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））＊都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村

A 地域	B 地域	C 地域	D 地域
標準	都市部	標準	都市部

⑪賃借料加算（仮称） ・・・ 賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域（※）に応じて賃借料の一部を加算  
（⇒参考資料3 P 67参照）

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））＊都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/km<sup>2</sup>以上の市町村

a 地域	b 地域	c 地域	d 地域
標準	都市部	標準	都市部

⑫連携施設を設定しない場合　　・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整　　(⇒参考資料3 P 7 6 参照)

※ ⑤基本単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑬食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合　　・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整  
(⇒参考資料3 P 7 6 参照)

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑭常態的に土曜日に閉所する場合　　・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整  
(⇒参考資料3 P 7 6 参照)

※ 土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定率で調整

⑮定員を恒常的に超過する場合　　・・・連續する過去2年度間常に定員を超しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整<sup>(※)</sup>　(⇒参考資料3 P 7 6 参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑯冷暖房費加算（仮称）　　・・・夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域<sup>(※)</sup>に応じて加算  
(⇒参考資料3 P 7 4 参照)

※ 地域の区分（5区分）

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域  
その他の地域：1級地から4級地以外の地域

⑰除雪費加算　　・・・豪雪地帯に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 7 4 参照)

⑱降灰除去費加算　　・・・降灰防除地域に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 7 4 参照)

⑲施設機能強化推進費加算　　・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況<sup>(※2)</sup>に応じて必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 7 3 参照)

⑳未達管理加算（仮称）　　・・・栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 4 3 参照)

㉑第三者評価受審加算（仮称）　　・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算（⇒参考資料3 P 6 8 参照）

(\*1) それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

(\*2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算（具体的な加算要件は今後整理）

## (基本分単価の内訳：小規模保育事業C型（保育認定（3号））)

区分	内 容
人件費（注）	<p>(1)家庭的保育者</p> <p>①本俸 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等）</p> <p>(2)非常勤職員雇上費</p> <p>①嘱託医手当 ②非常勤職員雇上費（保育従事者、事務職員、調理員） ③年休代替要員費 ④研修代替要員費</p>
事務費	<p>&lt;職員の数に比例して積算しているもの&gt;</p> <p>旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 &lt;子どもの数に比例して積算しているもの&gt;</p> <p>保健衛生費、賠償責任保険料 &lt;1事業所当たりの費用として積算しているもの&gt;</p> <p>補修費、特別管理費、苦情解決対策費、連携施設経費</p>
管理費	<p>&lt;生活諸費&gt;</p> <p>一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *主食費、副食費</p>
事業費	<p>(注) 職員数の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育従事者 (配置基準)           <ul style="list-style-type: none"> <li>0～2歳児 5：2（家庭的保育補助者を配置）</li> </ul> </li> </ul>

・上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配（非常勤職員）  
・また、保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者（3時間）1人を加配

・調 理 員 1人（非常勤職員）

・事 務 職 員 1人（非常勤） \*管理者を配置する場合は対象としない。

業 所 内 保 育 事  
業 (保育認定(3号))  
事

### 【事業所内保育事業（保育認定（3号））】

家畜：飼養改善項目

基本部分		計算部分1 (総額)											
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		保育要量時間認定 ⑥		保育要量時間認定 ⑦		保育要量時間認定 ⑧		保育要量時間認定 ⑨	
				保育要量時間認定 基本分単価 ⑪	(注) ⑫	保育要量時間認定 基本分単価 ⑬	(注) ⑭	保育要量時間認定 基本分単価 ⑮	(注) ⑯	保育要量時間認定 基本分単価 ⑲	(注) ㉑		
○人から ○人まで ○/100 地域	○人から ○人まで ○人まで	3号	1、2歳児	○円 ( ○円 )	○円 ( ○円 )	○円 ( ○円 )	○円 ( ○円 )	○円 ( ○円 )	○円 ( ○円 )	○円 ( ○円 )	○円 ( ○円 )		
			乳児	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円		
○人から ○人まで ○人まで	○人から ○人まで ○人まで	3号	1、2歳児	○円 ( ○円 )	○円 ( ○円 )	○円 ( ○円 )	○円 ( ○円 )	○円 ( ○円 )	○円 ( ○円 )	○円 ( ○円 )	○円 ( ○円 )		
			乳児	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円		
從業員様の 子どもとの 場合(複数中) ⑦				×加算率 ⑧		×加算率 ⑨		×加算率 ⑩		×加算率 ㉑			
認定改修等加算(後期) ⑪				×加算率 ⑫		×加算率 ⑬		×加算率 ⑭		×加算率 ㉑			
保育要量時間認定 基本分単価 ⑮				×加算率 ⑯		×加算率 ㉑		×加算率 ㉑		×加算率 ㉑			
保育要量時間認定 基本分単価 ⑲				×加算率 ㉑		×加算率 ㉑		×加算率 ㉑		×加算率 ㉑			
保育要量時間認定 基本分単価 ㉑				×加算率 ㉑		×加算率 ㉑		×加算率 ㉑		×加算率 ㉑			
保育要量時間認定 基本分単価 ㉑				×加算率 ㉑		×加算率 ㉑		×加算率 ㉑		×加算率 ㉑			

冷暖房費加算(低級)	1 級 地 ○円	4 級 地 ○円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域 ③ 2 級 地 ○円 その他地域 ○円 1級地から4級地: 国家公務員の給与支拂いの範囲 その他の地域: 1級地から4級地以外の地域 3 級 地 ○円
除雪費加算	④ ○円	○円	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	⑤ ○円	○円 ÷ 3月初日の利用子どもの単価	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	⑥ ○円	○円 ÷ 3月初日の利用子どもの単価	※3月初日の利用子どもの単価に加算
会議室利用料加算(低級)	⑦ ○円	○円 ÷ 3月初日の利用子どもの単価	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三希望面受講料加算(低級)	⑧ ○円	○円 ÷ 3月初日の利用子どもの単価	※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて自齋を割算（△の年齢区分を満年齢区分）アスニヒーに並ぶ。

## (各項目の説明：事業所内保育事業（保育認定（3号））)

①地域区分 事業所の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定  
(⇒参考資料3P24参照)

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域	
～5人	6～12人	13～19人	20～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61人～

②定員区分 事業所の利用定員に応じて8区分設定  
(⇒参考資料3P36参照)

～5人	6～12人	13～19人	20～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61人～

③認定区分 認定区分に応じて設定（3号）  
(⇒参考資料3P16参照)

④年齢区分 子どもの満年齢に応じて2区分（1、2満児、乳児）  
(⇒参考資料3P16参照)

⑤保育必要量区分 保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）  
(⇒参考資料3P18参照)

⑥基本分単価 <sup>(注)</sup> ①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価  
(⇒基本分単価の内訳はP46参照)

⑦従業員枠の子ども場合 従業員枠の子どもの場合に費用を調整  
(⇒参考資料3P92において検討中の事項)

⑧加算改善等加算 <sup>(仮称)</sup> <sup>(注)</sup> 職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に計算  
(⇒参考資料3P51参照)

⑨管理者設置加算 <sup>(仮称)</sup> <sup>(\*1)</sup> 専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算  
(⇒参考資料3P94参照)

※ 定員19人以下の事業所の場合、加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑩保育士比率向上加算 <sup>(仮称)</sup> <sup>(注)</sup> <sup>(\*1)</sup> 常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算（定員19人以下の小規模保育事業B型の基準が適用される事業所のみ）  
(⇒参考資料3P88参照)

⑪障害児保育加算 <sup>(仮称)</sup> <sup>(注)</sup> <sup>(\*1)</sup> 障害児（軽度障害児。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算（配置基準2：1）  
(⇒参考資料3P61参照)

⑫休日保育加算(\*1) 休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模(\*)に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を計算  
(⇒参考資料3 P7 3 参照)

※ 加算額の区分(年間延べ利用子ども数)(14区分)
～210人
211～279人
280～349人
…(70人単位)…
980～1,049人
1,050人～

⑬夜間保育加算(注)(\*1) 夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算  
(⇒参考資料3 P7 3 参照)

⑭連携施設を設定しない場合 連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整  
(⇒参考資料3 P7 6 参照)

※ ⑥基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑮食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合  
・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整  
(⇒参考資料3 P7 6 参照)

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑯常態的に土曜日に閉所する場合 常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整  
(⇒参考資料3 P7 6 参照)

※ 利用子ども年の年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑰定員を恒常に超過する場合 恒常に超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整(\*)  
(⇒参考資料3 P7 6 参照)

※ 利用子ども年の年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑱冷暖房費加算(仮称) 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域(\*)に応じて加算  
(⇒参考資料3 P7 4 参照)

※ 地域の区分(5区分)

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域  
その他の地域：1級地から4級地以外の地域

⑲除雪費加算 豪雪地帯に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P7 4 参照)

②~~降灰除去費加算~~　・・・　降灰防除地域に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 7 4 参照)

②~~施設機能強化推進費加算~~　・・・　職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(\*2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 7 3 参照)

②~~栄養管理加算（仮称）~~　・・・　栄養土を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算  
(⇒参考資料3 P 4 3 参照)

③~~第三者評価受審費加算（仮称）~~　・・・　第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3 P 6 8 参照)

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(\*1) それぞれの費用について、⑧の加算率を基に加算 (加算率は全て同率)

(\*2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病児・乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算 (具体的な加算要件は今後整理)

## (基本分単価の内訳：事業所内保育事業（保育認定（3号））)

区分	(1) 常勤職員給与		内 容
人件費（注）	①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） ④非常勤職員雇上費	①嘱託医手当 ②非常勤職員雇上費（保育従事者、事務職員、調理員） ③年休代替要員費 ④研修代替要員費	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、疗費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもとの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、連携施設経費
事務費	一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *主食費、副食費	<生活諸費>	<注> 職員数の考え方 <定員20人以上の施設（認可保育所の基準が適用される事業所）> ・保育士（配置基準） 乳　　児　　3：1 1、2歳児　6：1 ・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定 ・上記の他、休けい保育士を1人加配（常勤職員） ・また、保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士（3時間）1人を加配 ・調理員　2人（定員40人以下（20人以上）の場合は1人） ・事務職員　1人（非常勤）
			<定員19人以下の施設（小規模保育事業（A型・B型）の基準が適用される事業所）> ・保育従事者（配置基準） 乳　　児　　3：1 1、2歳児　6：1 +1人 ・保育従事者（保育士）のうち1人は主任保育士として費用を算定 ・上記の他、休けい時間と時間を確保するための保育従事者を1人加配（非常勤職員） ・また、保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者（3時間）1人を加配 ・調理員　1人（非常勤職員） ・事務職員　1人（非常勤） *管理者を配置する場合は対象としない。

業  
事  
育  
保  
定  
認  
訪  
宅  
居

(保育3号)

## 【居宅訪問型保育事業（保育認定（3号））】

赤字：管改善事項

基本部分			加算部分 1 (続く)			加算部分 1 (続き)			調整部分		
地域区分	認定区分	保育必要量区分	基本分単価	資格保有者加算(仮称)	処遇改善等加算(仮称)	夜間保育加算	連携施設加算	常態的に土曜日に行わない場合	第三者評価受審加算(仮称)	○円	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	○円	
○/100 地域	3号	保育標準認定 時間認定	○円	○円 × 加算率	○円 + ○円 × 加算率	○円 + ○円 × 加算率	障害・疾病のある子などを保育する場合	それ以外の場合	(④+⑤+⑧) × ○/100	(④+⑤+⑧) × ○/100	
○/100 地域		保育短時間認定	○円	+ ○円	+ ○円	+ ○円			-	-	

加算部分2

## (各項目の説明：居宅訪問型保育事業（保育認定（3号））)

- ①地域区分 ・・・ 事業所の所在する地域（市町村）に応じて7区分設定 （⇒参考資料3 P 24 参照）
- |          |          |          |          |         |         |       |
|----------|----------|----------|----------|---------|---------|-------|
| 18/100地域 | 15/100地域 | 12/100地域 | 10/100地域 | 6/100地域 | 3/100地域 | その他地域 |
|----------|----------|----------|----------|---------|---------|-------|
- ②認定区分 ・・・ 認定区分に応じて設定（3号）（⇒参考資料3 P 16 参照）
- ③保育必要量区分 ・・・ 保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）（⇒参考資料3 P 18 参照）
- ④基本分単価 ・・・ ①～③の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 （⇒基本分単価の内訳はP 50 参照）
- ⑤処遇改善等加算（仮称） ・・・ 職員の勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算  
（⇒参考資料3 P 51 参照）
- ⑥資格保有者加算（仮称） (\*1) ・・・ 居宅訪問型保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算  
（⇒参考資料3 P 88 参照）
- ⑦休日保育加算（\*1） ・・・ 休日保育を実施する場合に、家庭的保育者が休日に勤務体制を確保するために必要な経費を加算  
（⇒参考資料3 P 73 参照）
- ⑧夜間保育加算（\*1） ・・・ 夜間保育を実施する場合に、家庭的保育者が休日に勤務体制を確保するために必要な経費を加算  
（⇒参考資料3 P 73 参照）
- ⑨連携施設加算 ・・・ 連携施設を設定し、必要な支援を受けて保育を実施する場合に、連携施設に係る経費を加算  
（参考資料3 P 89 参照）
- ※ 加算額の区分は、「障害・疾病のある子どもを保育する場合」、「それ以外の場合」の2区分設定
- ⑩常態的に土曜日に行わない場合 ・・・ 常態的に土曜日に行わない場合、土曜実施に係る費用を定率で調整（⇒参考資料3 P 76 参照）  
※ 土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定率で調整
- ⑪第三者評価受審加算（仮称） ・・・ 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算（⇒参考資料3 P 68 参照）  
(\*1) それぞれの費用について、⑤の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

(基本分単価の内訳：居宅訪問型保育事業（保育認定（3号））)

区分	内 容
人件費（注）	<p>(1) 居宅訪問型保育者</p> <p>①本俸 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等）</p> <p>(2) 非常勤職員雇用費</p> <p>①研修代替要員費</p> <p>&lt;職員の数に比例して積算しているもの&gt; 職員研修費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 &lt;1事業所当たりの費用として積算しているもの&gt; 苦情解決対策費、事務経費（コーディネーター）</p>

(注) 職員数の考え方

・居宅訪問型保育者

(配置基準)

0～2歳児 1：1

・保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者（3時間）1人を加配